

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ガンビア	食糧援助に関する日本国政府と ガンビア共和国政府との間の交 換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	150,000千円 H19.1.19まで	H18.1.20 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在ガンビア 大使(セネガルにて兼轄) ガンビア側 シデアイ・モロ ・サネ在セネガル ビア高等弁務官	H18.2.2 58号
ガンビア	第二次地方飲料水供給計画のた めの贈与に関する日本国政府と ガンビア共和国政府との間の交 換公文	第二次地方飲料水供給計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設又は改修に必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	296,000千円 H19.3.31まで	H18.7.12 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在ガンビア 大使(セネガルにて兼轄) ガンビア側 ジブリル・セ ム・ジューフ在セネガル ガンビア高等弁務官	H18.7.31 449号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。